

横浜市に 電気自動車・PHV用充電設備を 設置してみませんか？



平成24年度 充電設備等設置補助事業のご案内

●概要

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に、外部からの充電するための充電設備を設置し、公共の用に供する事業者に対して、設置費用の一部を補助します。対象機種は、倍速充電設備、急速充電設備及び機械式駐車場装置充電設備です。

平成23年度までに、横浜市の補助金を利用して、市内に100台の充電設備が設置されました。

●対象者・補助金額・本体の条件〈倍速・急速充電設備〉

補助対象者		横浜市域に、 公共の用 に供する新品の 充電設備 を設置する土地または建物の所有権を有する者（土地または建物の所有者の承認がある場合は、使用者でも可）		
補助金額	倍速充電	設備等		補助上限金額
		本体	国等の補助を除く 価格の1/2	1台につき 上限20万円
		工事費	・施工数量に応じて本市が算出した額 ※電線、電線管は本市の仕様を満足するもので、長さは申請時に添付するアイソメ図の施工長さを記入します。	1台につき 上限30万円
	次の仕様と同等以上で施工してください。 〈電線〉 EM-CE3.5mm2(sq)-3心 〈電線管〉 埋設:FEP 30mm 露出:CP 25mm			
	急速充電	本体	国等の補助を除く 価格の1/2	1台につき 上限50万円
		工事費	・施工数量に応じて本市が算出した額 ※電線、電線管は本市の仕様を満足するもので、長さは申請時に添付するアイソメ図の施工長さを記入します。	1台につき 上限100万円
			材料の施工条件は、急速充電設備の電気容量により、次の4種類区別されています。 ① 50kW以上 ② 40kW以上50kW未満、③ 30kW以上40kW未満、 ④ 10kW以上30kW未満 三相200V、⑤ 10kW以上30kW未満 单相200V 詳細は、横浜市ホームページもしくは、下記問い合わせまでご連絡ください。	
財産処分の制限		倍速・急速充電設備—8年		
本体の条件		【本体条件】 現在、本市の条件（※1）を満たしている補助対象製品とする。 （※1）1. 電気事業法に定める電気工作物（事業用電気工作物で、電気事業用に供するものを除く）のうち、電気自動車、又はプラグインハイブリッド自動車に充電するため充電コネクタ、ケーブルを備えたスタンド式又はポール式の設備本体とする。2. 倍速充電設備の充電コネクタはSAEJ1772規格とする。3. 急速充電設備は10kW以上のものとする。		

●注意事項

倍速・急速充電設備、機械式駐車装置充電設備の補助制度は事前の申請が必要です。

【問合せ先】 **横浜市 環境創造局 交通環境対策課**

横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル8F TEL 045-671-2886 FAX:045-681-2790

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/koutsukankyo/>

●対象者・補助金額・本体の条件(機械式駐車場装置充電設備)

補助対象者	横浜域に、 公共の用 に供する機械式駐車場装置に新品の充電設備を導入(設置)する機械式駐車場装置の所有権を有する者(機械式駐車場装置所有者の承認がある場合は土地、建物の所有者、またはその土地、建物の使用者でも可)		
補助金額	設備等		補助上限金額
	盤	充電に必要な操作、制御、安全装置等が具備された盤	機械式駐車場1基につき 50万円
	パレット部	盤出口からパレットまでの電線、電線管およびパレット1台に係る充電に必要なコンセント、コネクタ、集電装置、固定金具等の材料費	1パレットにつき 15万円
財産処分制限	機械式充電装置—10年		
本体の条件	1. 対象とする機械式駐車場装置は、 エレベータ式、垂直循環式(タワー式)、平面往復式、多層循環式、水平循環式 とする。 2. パレットに設置する充電コンセントは社団法人日本配線器具工業会規格JWDS-0033「EV充電用差込プラグ・コンセント」とし、充電コネクタの場合は SAE J1772規格のコネクタ とする。盤は操作、制御、安全装置等が具備したものとする。		

●共通条件(倍速、急速、機械式駐車場装置)

表示	① 連絡先の表示をする。 ② 充電設備を設置していることについて、本市が推奨するデザインによる看板、誘導サイン等の表示を、公道から容易に見える場所に設置し、利用時間、利用方法等、充電設備の場所、不特定多数の者が利用できることを明確に表示する。(デザインについては神奈川県環境農政局蓄電推進課へ申請をしてください。TEL:045-210-4133)
----	--

●市内の充電設備 設置例



倍速充電設備 設置例



機械式駐車場装置充電設備 設置例

●補助導入による充電設備設置状況
民間事業者が本補助事業を利用して設置した充電設備の状況です。

※()内は、本市が公共施設へ設置した充電設備台数。

(単位:台)

	H21年度	H22年度	H23年度
青葉区	0	3	2(1)
旭区	0	3	4(1)
泉区	0	3	2(1)
磯子区	1	0(1)	1
神奈川区	1	4(1)	2
金沢区	0	2	2(1)
港南区	1	3	3
港北区	0(1)	3	4
栄区	1	0	2
瀬谷区	0	0	1
都筑区	1	7	4(1)
鶴見区	0	1(1)	3
戸塚区	0	3	3
中区	0(1)	7	4
西区	1(1)	4	2
保土ヶ谷区	1	4	3
緑区	0	1	0
南区	0	0(1)	3
小計	7(3)	48(4)	45(5)

合計100台に達しました。

(公共施設の設置台数:12台)